

平成20年4月1日

『休学留学』 「留学計画から単位認定までのフロー」
(平成20年4月1日以降の休学留学から適用)

○留学計画の立案から、～休学留学申請～ 休学留学への出発まで

- ・申請者は、休学留学の留学計画を立てる。
 - ↓
 - ・申請者は、指導教員（必要に応じて、休学留学先大学等で使用されている言語に対応した専攻語代表教員又は専門分野の教員）と相談の上、休学留学申請について承認を受ける。
※相談を受けた指導教員等は、休学留学先大学等・学生身分について許可できるか審査する。
 - ↓
 - ・申請者は、「休学留学申請書」「休学願」を教務課に提出する。（休学留学の1ヶ月前）
※教務委員会及び学部教授会において、「休学留学申請書」に基づき、休学留学先大学等・学生身分について許可できるか審議し、承認できるか否か決定する。
 - ↓
 - ・申請者は、教務課から、休学留学申請書類について不備があった場合や、承認された場合のみ連絡を受ける。（承認された場合は連絡なし。）
- ☆ 休学留学 へ出発（承認された場合）

○休学留学終了後の帰国から、～単位認定申請～ 単位認定承認まで

- ☆ 休学留学 から帰国
- ↓
 - ・申請者は、「留学終了届」「復学届」を教務課に提出する。
 - ・申請者は、指導教員及び休学留学先大学等で使用されている言語に対応した専攻語代表教員に相談の上、単位認定申請について承認を受ける。
※相談を受けた指導教員及び休学留学先大学等で使用されている言語に対応した専攻語代表教員は、当該科目の単位について認定できるか審査する。
 - ↓
 - ・申請者は、「単位認定申請書」及び関係書類を教務課に提出する。（関係書類の使用言語が英語以外の外国語の場合、別途和訳が必要。）
※教務委員会及び学部教授会において、「単位認定申請書」及び関係書類に基づき、休学留学先大学等で使用されている言語に対応した専攻語代表教員の承認を得た科目について単位認定が妥当であるか審議し、承認できるか否か決定する。
 - ↓
 - ・申請者は、教授会での審議終了後、教務課窓口へ赴き、認定された科目・単位数等を確認する。